

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
第4回締約国会議において決定された事項（概要）

本年5月に開催された、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第4回締約国会議において、残留性有機汚染物質検討委員会から附属書への追加を勧告されていた9種類の物質については、次のとおり附属書に追加し、製造・使用等を原則廃絶又は制限することを決定した。

なお、「PFOSとその塩及びPFOSF」については、日本も含め現時点で代替の見通しの立たない用途があることから、附属書B（制限）に追加することとし、代替技術の開発状況を見ながら、将来的な廃絶に取り組んでいくことになった。

改正された附属書の発効は、国連事務局による各國への通報が到着してから1年後になることから、我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）や輸出/輸入貿易管理令等により、原則、これら物質の製造・使用等を禁止するための所要の措置を講ずることになる。

○附属書A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル
クロルデコン	農薬	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモビフェニル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止
リンデン(γ-HC H)	農薬	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -アタマジラミ、疥癬の医薬品用の製造と使用
α-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止
β-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル

○附属書B（制限）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロオクタ ンスルホン酸(PFOS) とその塩、ペルフルオ ロオクタンスルホン 酸フルオリド (PFOSF)	撥水撥油剤、 界面活性剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止^{注)} (以下の目的・用途を除外する規定あり) <ul style="list-style-type: none"> -写真感光材料 -半導体用途 -フォトマスク -医療機器 -金属メッキ -泡消火剤 -カラープリンター用電気電子部品 -医療用 CCD カラーフィルター など

○附属書A（廃絶）及びC（非意図的放出の削減）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペンタクロロベンゼ ン	農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 ・非意図的生成による排出の削減

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講すべき対策

- ①PCB等9物質の製造、使用の原則禁止及び原則制限（DDTのみ）
- ②ダイオキシン、PCB等4物質の非意図的生成物質の排出の削減
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・条約対象12物質^{※1}と同様の性質を持つ新規の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。平成21年7月13日現在164ヶ国(+EC)が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行うPOPs検討委員会会合を、平成17～20年の各年秋に開催。平成21年5月に開催されたCOP4において新たに9物質^{※2}の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化審法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPs検討委員会に北野大 明治大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所化学領域長を派遣。

※1 対象物質：

アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、PCB、DDT、ダイオキシン・ジベンゾフラン

※2 COP4において追加された物質：

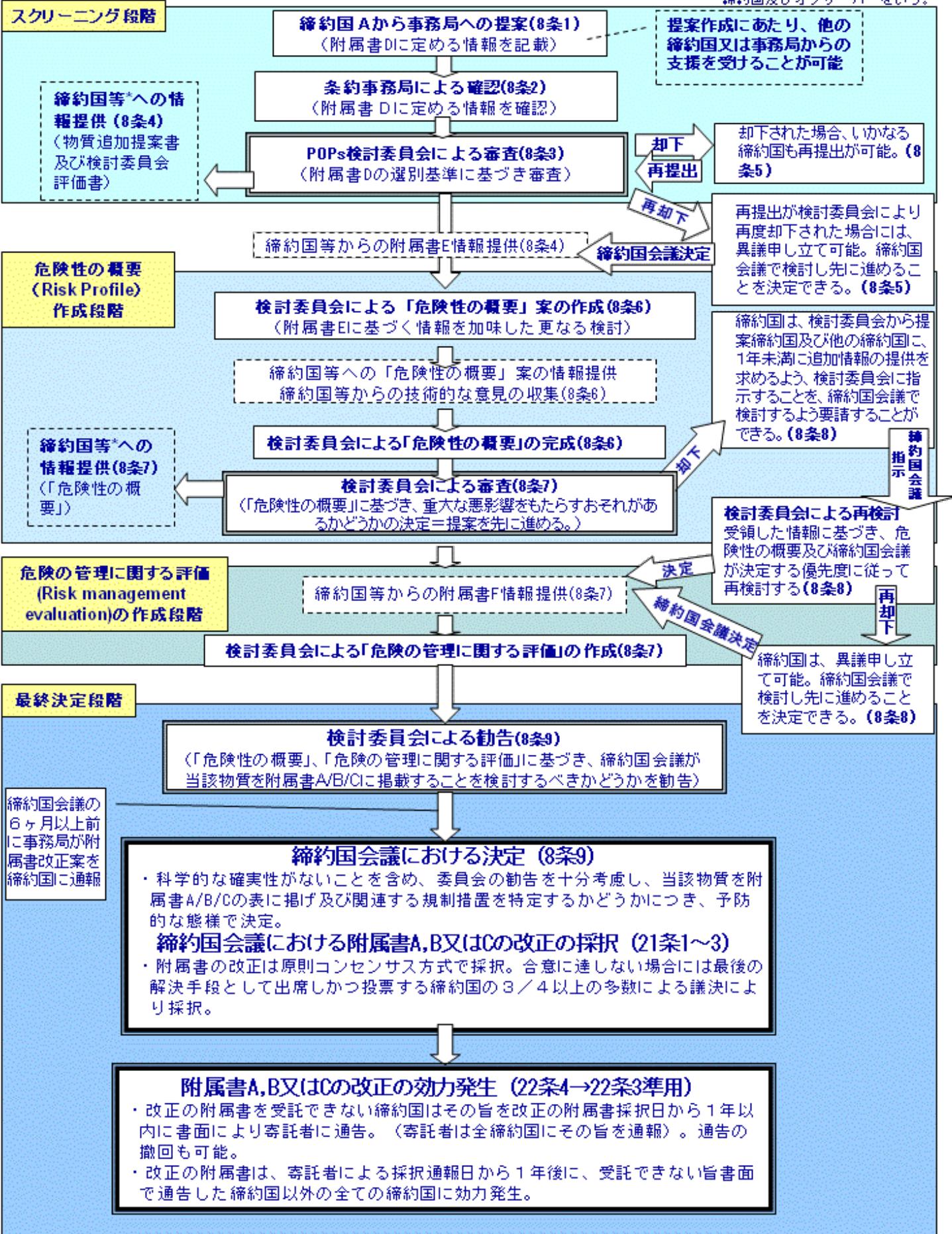
クロルデコン、リンデン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS 及びその塩）、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOSF）、ペンタクロロベンゼン、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン（ α -HCH）、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン（ β -HCH）

新規P O P s の追加フロー

新規POPsの追加フロー

附属書A,B及びCへの化学物質の掲載（第8条）及び附属書の改正（第21条,22条,25条4）

*ここで「締約国等」とは、締約国及びオブザーバーをいう。



P O P s 条約附属書Dに規定されている情報の要件及び選別のための基準

P O P R Cでは、締約国から提案のあった化学物質ごとに、附属書Dに定められた選別のための基準（下記を参照）に基づき審査を実施後、附属書Eに沿って、これら情報を更に考慮、評価した上で、当該化学物質が、長距離にわたる自然の作用による移動の結果として、世界的規模の行動を正当化するようなヒトの健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすかどうかの評価を行うため、危険性の概要（Risk Profile）の作成が行われる。

化学物質の特定	商品名、商業上の名称、別名、ケミカル・アブストラクト・サービス（C A S）登録番号、国際純正・応用化学連合（I U P A C）の名称その他の名称 構造（可能な場合には異性体の特定を含む。）及び化学物質の分類上の構造
残留性 (次のいずれか)	化学物質の水中における半減期が2ヶ月を超えること、土中における半減期が6ヶ月を超えること又は堆積物中における半減期が6ヶ月を超えることの証拠 この条約の対象とすることについての検討を正当とする十分な残留性を化学物質が有することの証拠
生物蓄積性 (次のいずれか)	化学物質の水生種の生物濃縮係数若しくは生物蓄積係数が五千を超えること又はこれらの資料がない場合にはオクタノール／水分配係数の常用対数値が五を越えることの証拠 化学物質に他に懸念される理由（例えば、他の種における高い生物蓄積性、高い毒性、生態毒性）があることの証拠 化学物質の生物蓄積の可能性がこの条約の対象とすることについての検討を正当とするのに十分であることを示す生物相における監視に基づく資料
長距離にわたる自然の作用による移動の可能性 (次のいずれか)	化学物質の放出源から離れた地点における当該化学物質の潜在的に懸念すべき測定の水準 化学物質が別の環境に移動した可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動した可能性を示す監視に基づく資料 化学物質がその放出源から離れた地点における別の環境に移動する可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動する可能性を示す環境運命の性質又はモデルによる予測結果。主に大気中を移動する化学物質については、大気中における半減期が二日を超えるべきである。
悪影響 (次のいずれか)	この条約の対象となる化学物質とすることについての検討を正当とする人の健康又は環境に対する悪影響を示す証拠 人の健康又は環境に対する損害の可能性を示す毒性又は生態毒性の資料